

## 子育て世帯の賃貸住宅家賃一部助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

賃貸住宅に入居している子育て世帯に家賃の一部を補助します。公営住宅も対象です。

### 対象

- 次のすべてに該当する世帯
- ①18歳までの子どもがいる世帯
  - ②町内の賃貸住宅に入居している世帯(子育て支援住宅、月額家賃48,000円以下を除く)
  - ③世帯の合算所得が5,844,000円以下の世帯
  - ④町税等に滞納がない世帯

### 助成額

子ども1人当たり月額最大3,000円分  
※あつまるポイントで還元  
※上限は月額家賃から48,000円を差し引いた額

### 対象期間

令和4年10月～令和5年3月の6カ月分

### 受付期間

4月28日(金)まで

### 必要書類

- ・賃貸借契約書等の家賃の金額が確認できる書類
  - ・家賃の納付が確認できる書類(支払領収書や引落口座通帳のコピーなど、6カ月分の支払いが確認できるもの)
  - ・あつまるカード
- ※令和4年1月1日に町外に居住していた方は、住所のあった自治体が発行する所得証明書および町税等の滞納がない証明書が必要です。

### 受付窓口

住民課子育て支援グループ、上厚真支所

## 子育て世帯生活支援特別給付金 北海道子育て世帯臨時特別給付金

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急変した子育て世帯へ給付金を支給しています。

### 対象

- 次のいずれかに該当する方
- (1)令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
  - (2)令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児は20歳未満)を養育しており、次のいずれかに該当する方
    - ①令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
    - ②新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
- ※令和4年4月以降から令和5年2月28日までに生まれる新生児も対象。  
※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受け取った方は除く。  
※給付申請には、税の申告が必要です。

### 支給額

国の給付金：児童1人当たり一律5万円  
北海道の給付金：児童1人当たり一律1万円

### 申請・支給

- ・申請書に振込先口座等を記入し、必要書類とともに窓口を持参または郵送で提出してください。
- ・申請書は、住民課子育て支援グループ、上厚真支所で配布のほか、町ホームページからもダウンロードできます。

### 受付期間

2月28日(火)まで

## めぐるくんの「おためしウェブ予約」

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

デマンド交通めぐるくんにさらに便利にご利用いただくため、予約アプリを導入します。

現在、めぐるくんの乗車予約ができる専用アプリを開発しています。本格的な利用開始前に、実証実験を行います。

### 対象

いつもめぐるくんを利用している方で、スマートフォンやタブレットをお持ちの方

### 利用方法

希望される方には、ウェブ予約システムの「乗客アプリ」の利用に必要な「利用者ID」、「パスワード」、「利用マニュアル」を送付します。  
※アプリのインストールおよび利用にはインターネット回線が必要です。

## 確定申告は自分で作成してお早めに

苫小牧税務署 ☎ 0144-32-3165

確定申告会場は大変混雑します。是非、ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

令和4年分の確定申告期限	期限間際になると、確定申告会場は大変混雑します。新型コロナウイルス感染症防止のため、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非、ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。
所得税および復興特別所得税、贈与税 確定申告書の提出期限は3月15日(水)	
消費税および地方消費税(個人事業者) 確定申告書の提出期限は3月31日(金)	

国税庁ホームページでは、スマートフォンやパソコンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax(電子申告)等で提出することができます。



## 確定申告は役場でも受け付けます

住民課 税務グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

令和4年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けは2月16日(木)～3月15日(水)

所得税の確定申告は、住民課税務グループでも受け付けます。なお、申告の内容次第で税務署にご案内する場合がありますので、ご了承ください。  
※事業所得がある方は、収支内訳書または青色申告決算書をご自身で作成ください。  
※医療費控除を申請される方で、保険者が発行する医療費の額などを通知する書類がない場合は、「医療を受けた方」「病院薬局等」ごとに支払った医療費の額を集計のうえお越しくください。

### 受付期間

2月16日(木)～3月15日(水)  
8時30分～17時30分  
※土曜・日曜・祝日を除く

### 受付会場

総合ケアセンターゆくり 2階特設会場(ロビー)

## 所得税・町道民税の障害者控除

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872  
税務グループ ☎ 26-7871

要介護等認定を受けている方も、申請により障害者控除対象として認定が受けられる場合があります。

### 障害者控除とは

所得税や町道民税の納税者本人や扶養親族等(年少扶養含む)が障がい者であるときは、申告により障害者控除等を受けることができます。

### 対象(令和4年12月31日時点の状況)

①特別障害者控除…身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

控除額	所得税	所得金額から40万円が控除
	町道民税	所得金額から30万円が控除

②障害者控除…①以外の等級の障害者手帳をお持ちの方

控除額	所得税	所得金額から27万円が控除
	町道民税	所得金額から26万円が控除

・「別に暮らしている子に扶養されている」などの場合には、申告により子が控除を受けることができます。

・障害者手帳をお持ちでない方でも、要支援・要介護認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症の状況によっては、申請することで障害者控除の対象として認定が受けられる場合があります。

詳しくは住民課税務グループ・福祉グループまでお問い合わせください。

## 農業委員を募集します

産業経済課 農業グループ ☎ 27-2419

町では、7月19日の現農業委員の任期満了に伴い、次期農業委員を募集します。

### 選出方法

前回(平成29年)から、これまでの「選挙制と選任制の併用」から「町議会の同意を要件とする町長の任命制」に改められました。また、農業委員の定数は18人から14人に減員されます。

### 募集期間

2月28日(火)まで

### 募集人員

14人

### 任期

3年(令和5年7月20日～令和8年7月19日)

### 職務内容

農地の権利移動・設定の許可や農地転用等の審議、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の活動

### 報酬

厚真町非常勤公職者の報酬および費用弁償支給条列に基づき支給

### 応募方法

農業者などからの推薦または自ら応募  
応募用紙や募集要領は産業経済課農業グループ、農業委員会事務局、上厚真支所で配布のほか、町ホームページからダウンロードできます。

## 農業生産費高騰対策事業補助金

産業経済課 農業グループ ☎ 27-2419

町では、営農掛かり増し経費に対する補助金を交付します。

### 内容

新型コロナウイルス感染症や、世界情勢の悪化および円安による輸入生産資材の値上がりに加え、社会全般の物価高により農産物の需要が低迷し、大きな影響を受けている農業者に補助金を交付します。

### 対象者

令和4年4月1日～11月30日に出荷実績のある農業経営体

### 対象経費

①肥料費 ②飼料費 ③農薬費  
④諸材料費 ⑤動力光熱費

### 補助額等

対象経費に令和4年10月農業生産資材価格指数の対前年比増高割合などを乗じた額の1/2以内  
※詳しい算出方法は受付でご案内します  
※補助上限額100万円で1,000円未満切り捨て  
※予算の関係により減額となる場合があります

### 受付期間と受付場所

2月20日(月)～3月8日(水)9時～15時  
総合福祉センター1階大集会室  
3月9日(木)～15日(水)  
産業経済課農業グループ、JAとまこまい広域厚真支所

※土曜・日曜日・祝日は除く

### 持ち物

・令和4年分所得税青色申告決算書や収支内訳書(法人は令和4年の対象経費が分かる決算書類)  
・印鑑(認印)  
・補助金の受取口座が分かる通帳など  
※税理士申告等で受付期間中の提出が難しい場合は、ご相談ください。

## 町議会議員選挙の立候補予定者説明会

町選挙管理委員会 ☎ 27-2322

4月23日(日)執行の厚真町議会議員選挙の立候補予定者説明会を開催します

### 日時

3月24日(金)13時30分から

### 場所

総合福祉センター1階大集会室

## 高齢者等の冬の生活支援

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

町では、高齢者等の冬期間家庭用暖房費の一部を支援しています。

### 交付対象世帯

- ①高齢者世帯  
令和5年3月31日現在で65歳以上の高齢者のみで構成する高齢者世帯、または65歳以上の高齢者と満18歳未満の方のみで構成する世帯で、令和3年分の年金収入額と世帯のその他の合計所得金額の合計額が次に掲げる額以下の世帯  
ア.単身世帯120万円以下  
イ.2人以上の世帯160万円以下
  - ②ひとり親世帯  
義務教育終了前の児童・生徒がいる世帯で、令和3年分の合計所得金額が240万円以下の世帯
  - ③障がい者がいる世帯  
世帯に障害者年金を受給している方がいて、令和3年分の年金収入額と世帯のその他の合計所得金額の合計額が240万円以下の世帯
  - ④その他、町長が特に必要と認めた世帯
- ※ただし、次の世帯は対象となりません。  
生活保護世帯、施設入居世帯、税法上の扶養控除を受けている世帯、医療保険の被用者保険の被扶養者となっている世帯、同一家庭に居住し世帯分離をしている世帯

### 支援金の額および支給方法

1世帯当たり2万2千円を現金(口座振込)で支給

### 申請受付期間

3月24日(金)まで

### 申請方法・場所

全戸配布した申請書(チラシ)と印鑑を持参のうえ、下記の場所で申請してください。

※体が不自由で交通手段が確保できないなどの理由で申請が困難な場合は、お住まいの担当地区の民生委員に申請用紙を提出するか、住民課福祉グループ(〒059-1692 京町120番地)に郵送してください。

### 申請窓口

住民課福祉グループまたは上厚真支所

## 高校生の通学費等助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

町外の高校に通学する生徒の保護者に対して、通学費などの一部を助成します。

### 対象

町外の高校(高等専門学校は1～3年生)へ通学または下宿などを行っている生徒の保護者  
※町内在住の保護者に限る

### 助成内容

月額5,000円×5カ月分  
(あつまるポイントで還元)

### 対象期間

令和4年10月～令和5年3月  
(長期休暇1カ月分を除く5カ月分)

### 必要書類

・在学証明書(発行日から2カ月以内)または在籍期間証明書 ※卒業証書は不可  
・あつまるカード

### 受付期間

4月28日(金)まで

### 提出先

住民課子育て支援グループまたは上厚真支所